

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人）市町村住民税・道府県住民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合）に提出した（提出した）用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月1日（収入）までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、大枠内へ記入してください。また、2枚複写のうちに、2枚とも提出してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印
5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号
経理係
向日 〇〇
075-931-XXXX
123
4年度
5年度
特別徴収指定番号
宛名番号
20123456
2

向日 市町村民
令和 5 年 7 月 11 日 提出
617-0000
向日市寺戸町中野〇番地の〇
△△様
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)
1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
フリガナ 日向 〇〇 新 姓
氏名 日向 〇〇
生年月日 元号 3 1 1. 明治 2. 大正 〇〇 年 〇 月 〇〇 日
3. 昭和 4. 平成
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
住所 向日市上植野町馬立〇番地
120,000 10,000 110,000
異動年月日 令和 5 年 7 月 1 日
異動の事由
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
異動後の未徴収税額の徴収方法
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収 (本人が納付)

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

617 - XXXX
特別徴収指定番号 2010XXXX
担氏名 〇〇
担者電話 075-900-XXXX
新しい勤務先へは、
月割額 10,000 円 を 7 月分
(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収する場合に記入してください。

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日であつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日であつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。
旧特別徴収処理欄
4年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他
5年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。